

4 安全で安心な区民生活を支える態勢を整える

(1) 犯罪等に対する態勢を強化する

●練馬区民の安全と安心を推進する条例

区内で生活するすべての人々による、安全で安心なまちづくりの礎とするため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を制定し、平成16年12月13日に施行した。条例では、区や区民などが互いに協力して、防犯や防火などの生活の安全に配慮したまちを実現するために必要な事項を定めている。

●練馬区安全・安心協議会

区・区民・関係行政機関・関係団体などが一体となって、安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」で位置づけられた区長の附属機関として設置された。協議会は、区長からの諮問に応じて、安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項や必要事項について審議し、答申することを目的としている。

●地域防犯防火連携組織

地域における防犯防火について「地域のことは地域で協力して守る」という考え方にに基づき、PTA・町会自治会・商店会などの住民団体や、学校・児童館・出張所などの区立施設などが連携して、自主的活動を展開できる体制を構築していく。

この連携体制の構築に向けて、「安全・安心地域懇談会」を各地域で開催し、地域の防犯防火にかかる情報や意見の交換をしながら、連携体制構築の働きかけを行うとともに、すでに構築された連携組織に対しては、その運営費用の一部を助成し、必要な支援を行う。平成22年度は、9組織に対し補助金を交付した。

●地域防犯防火活動実施団体登録制度

区内で自主的に防犯防火活動を実施している団体のうち、一定の要件を満たす団体について、希望に基づき「地域防犯防火活動実施団体」として登録し、各種支援を行っている。平成23年3月31日現在で273団体が登録している。

<支援の内容>

- ・夜光ジャンパーや防犯ブザーなどパトロールに必要な用品を支給する。
- ・パトロール中に遭遇した事故により怪我をした場合に備えて、区の費用負担でボランティア保険に加入する。
- ・パトロールを行う際に、委託警備員が運転する安全・安心パトロールカーを無料で貸し出す。

●ねりま安全・安心パトロールネットワーク

業務で区内を広範囲にまわる業界団体などとパトロールにかかる協定を締結し、パトロールのプレートを配布するとともに、業務をしながらのパトロールをお願

いしている。平成23年3月31日現在で9団体と協定を締結している。

●防犯設備整備費補助制度

一定の要件を満たす地域の団体が、道路に防犯カメラなどの防犯設備を設置した場合、その設置費用の一部について補助を行っている。平成22年度は、5団体に対し補助金を交付した。なお、防犯カメラの場合には、住民のプライバシー保護に配慮するため、区が策定した「練馬区防犯カメラ設置指針」を遵守することが補助の条件となる。

●住宅防犯防火対策に対する支援

区民が個人住宅に対して行う防犯防火対策を支援するため、区内の専門業者と協定を締結し、区民に対し消火器・防犯用品などのあっせんを行っているほか、住宅用火災警報器の共同購入事業を行っている。

●防犯ブザーの配付

犯罪から子どもたちを守るため、区内在住の小学生・中学生全員に、防犯ブザーを配付している。

また防犯目的とともに、災害があった場合に周囲に危険を知らせることができるよう、一定の要件を満たすひとりぐらし高齢者に対しても防犯ブザーを配付している。

●「街かど安全10万人の目警戒」運動

地域の方々に、花の水やり・ごみ出し・散歩・買い物などで外出した際に、併せて周囲を警戒してもらう運動を推進している。区内の3警察署および3防犯協会と協定を締結し、数多くの区民に周知するための啓発イベントを協同で実施している。平成22年度は「歳末パトロールフェア」などのイベントを行った。

●ねりま安全・安心メール

区内で発生した犯罪に関する情報や、防犯・防火・防災に役立つ情報などを、あらかじめ登録された区民の携帯電話やパソコンへメールにより配信している。平成23年3月31日現在で26,021件が登録されており、22年度は171件の情報の配信を行った。

●安全・安心パトロールカー

区内のパトロール体制を強化するため、警察のパトロールカーと似た配色を施した「練馬区安全・安心パトロールカー」を7台導入している。

このパトロールカーを使用して、区が委託した警備員が毎日24時間、公園や通学路などの巡回パトロールを行うとともに、地域防犯防火活動実施団体などの住民団体が自主的にパトロールを実施する際に、委託警備員が運転するパトロールカーを無料で貸出している。平成22年度は延べ457件の貸出しを行った。

●街頭消火器の設置

区民が火災を発見した際の初期消火活動用および災

害対策用として、おおむね100メートル四方に1本の割合で、街頭消火器を設置している。平成23年3月31日現在で5,958本を配備している。

●空き地・空き家に対する指導など

周辺区民に危害を及ぼすおそれのある空き地や空き家などについて、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」の規定に基づき、その所有者や居住者などに対し、必要に応じて指導などを行っている。

●消防団

消防団は地域住民が主体となり、火災や震災現場で消防署と連携しながら、消火・人命救助・応急救護活動を行うために組織された消防機関である。

区内の消防団は消防署管轄ごとに3団が組織されており、各団はさらに地域ごとに分かれた消防分団により構成されている。

平常時においても、区民に対して出火防止・初期消火・救助・救護活動の指導など地域防災防火のリーダーとして幅広い活動を行っており、区は消防団の行う各種活動にかかる経費の一部について助成を行っている。

(2) 自然災害に対する態勢を強化する

●災害対応力の向上

地震の被害を最小限に抑えるためには、自助（自分の命は自分が守る）・共助（自分たちのまちは自分たちで守る）・公助（行政や防災機関の防災活動）のそれぞれが、災害対応力を高め、連携することが大切だといわれている。

特に、阪神・淡路大震災（平成7年兵庫県南部地震）のように、同時に多くの箇所が発生する家屋倒壊や火災に対しては、区民の災害対応力の一層の向上が不可欠である。

自助については、防災に関する情報を掲載した「防災地図」、地震が起きたときにとるべき行動や日ごろから備えておく内容を説明した「防災の手引き（災害にそなえて）」など各種印刷物の発行、防災講演会・防災講習会の実施、起震車体験などを通じて啓発を行っている。

共助については、区民防災組織などの既存組織の育成を進めるとともに、組織数の増大を図り、区および防災機関と連携した効果的な活動をするように働きかけを行っている。

公助については、地域防災計画の実効性をさらに高めるための改訂や震災時に迅速かつ的確に応急対策業務や復旧・復興業務に取り組みながら、最短で平常業務に復するため、「練馬区業務継続計画（地震編）」の策定に着手した。

地震災害以外では、水災害対策も喫緊の課題である。都市化の進展により、雨水の不浸透区域が拡大し、「都市型水害」といわれる局地的な浸水被害がたびたび発生している。17年9月4日には集中豪雨により23年ぶり

に石神井川が氾らんし、687件の被害があった。22年7月5日の集中豪雨においても156件の被害が報告された。

このため、河川の改修を引き続き行うとともに、雨水浸透区域の拡大・貯留施設の普及など雨水流出抑制の事業を推進し、総合的な治水対策に取り組んでいる。

また、水災害時の避難について啓発するためのチラシを作成し、河川の増水による浸水の被害が予想される地域の全戸に対し、毎年配布を行っている。

●災害対策条例、地域防災計画

災害対策の理念や施策の基本を定め、災害対策を総合的・計画的に進めて、区民の生命・身体および財産を災害から守ることを目的として、平成16年3月15日に練馬区災害対策条例を制定し、同年4月1日に施行した。この条例で定める理念や施策目標を実現するための計画として練馬区地域防災計画をあらためて位置づけた。

計画には、被害想定や過去の災害をもとに、地震・水災害などに対する災害予防・災害応急対策および災害復旧について、さまざまな防災対策を盛り込んでいる。

また、各地で起きた災害から得られた教訓や、区が実施した訓練の結果なども適宜計画に反映させている。

7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、計画の全面的な見直しのきっかけとなり、すべての区立小・中学校を避難拠点と位置づけることとした。

その後も計画の見直しを行い、16年には東海地震事前対策を盛り込み、18年と19年には防災会議体制や災害対策本部体制の充実を図っている。

20年には、東京都地域防災計画の修正（19年5月）を受けて、大幅な計画の見直しを行った。計画の前提となる地震の想定を「首都直下地震による東京の被害想定」（18年東京都公表）の内容に合わせるとともに、あらたに減災目標の設定、福祉避難所の考え方の導入を行ったほか、練馬区耐震改修促進計画や練馬区災害時医療救護体制構築に係る調査検討報告、災害時要援護者名簿登録制度などを位置づけたものである。

16年10月の新潟県中越地震では川口町に赴き、避難所支援、広報発行、ごみ処理などを行った。19年3月の能登半島地震では発生直後から現地へ赴き、災害対策本部やボランティアセンター等の設置・活動の調査を行った。また、19年7月の新潟県中越沖地震でも柏崎市からの要請を受けて義援金の提供だけではなく、支援物資の搬送、避難所運営、危険度判定、健康管理、清掃事業を支援するために職員を派遣した。このような活動も区の災害活動の見直しに生かしている。

今後、23年3月に発生した東日本大震災による区内の災害対応状況や東北地方支援活動を踏まえ、計画の見直しを行う。

練馬区に関する地震被害想定（抜粋）

平成18年5月 東京都防災会議発表

被害の種類	東京湾北部地震(M6.9)	東京湾北部地震(M7.3)
建築物全壊棟数	270棟	1,582棟
建築物半壊棟数	5,338棟	14,026棟
ライフラインの被害		
上水道（断水率）	15.5%	28.4%
下水道（管きよ被害率）	17.1%	18.1%
都市ガス（供給停止率）	0.0%	0.0%
電力（停電率）	6.0%	11.1%
電話（不通率）	5.8%	9.3%
出火件数	21件	33件
焼失面積	2.90km ²	4.98km ²
死者	33人	98人
負傷者	1,830人	4,320人
帰宅困難者	39,821人	39,821人
エレベーター閉じ込め台数	149台	199台
避難所生活者（1日後）	68,531人	97,847人
避難所生活者（1か月後）	35,632人	67,554人

（冬の夕方18時 風速6m）

●区民防災組織

大地震等の災害時に地域住民が自主的な防災活動を展開できるよう、自発的な防災組織の育成を図る。区民防災組織には、各種資器材を貸与するとともに、訓練助成金として1組織当たり年3万円を支給し活動を支援している。

1 市民消火隊

災害発生時に、都の指定する避難道路およびその周辺の消火を行うことにより、避難者を守る目的で編成されている。軽可搬消火ポンプ（C級）などの資器材を整備している。

2 防災会

大地震や水害などの災害に際して、初期消火や救出・救護活動、安否確認の実施により、地域での被害を防止したり、災害後の復興を行うために組織されている。防災資器材格納庫を設置し、軽可搬消火ポンプ（D級）、組立式リヤカー、担架、スコップ、トラロープなどの資器材を整備している。

※ 災害時要援護者対策

災害時要援護者登録制度は平成19年8月から始まった。要援護者支援の主体としては、区、地域住民、各種支援団体、医療機関、福祉サービス事業者などが考えられる。しかし、一刻を争う緊急時には、行政の支援を待つよりも、地域で主体的に対応することがきわめて重要であることは、阪神・淡路大震災をはじめとした過去の大規模災害の被害状況からも明らかになっている。

このことから、登録名簿を防災会に提供するために、20年度に区内20地区において災害時要援護者名簿提供説明会を開催した。説明会では、名簿の取扱について説明を行うとともに、平常時から災害時要援護者を見守っていく仕組みを作っていくための防災行動マニュアル「まちの防災みまもり袋 作成の手引き」を配布

した。

3 避難拠点運営連絡会

区では、大地震等の際に区立の全小・中学校を「避難拠点」として位置づけ、区職員および学校職員を拠点要員として配置している。「避難拠点」の運営は職員だけで行うことは困難であるため、地域住民による「避難拠点運営連絡会」が結成されている。「避難拠点運営連絡会」は、平常時から、訓練・講習会・会議等様々な活動を通して「いざ!」というときに備えている。9年度から準備会を開催し、14年6月に全校で発足した。

<避難拠点の役割>

- ・応急医療活動
- ・応急給水、応急給食
- ・食糧・生活必需品の配給
- ・宿泊場所の提供
- ・災害復旧・復興情報の提供
- ・被災者相談所の開設
- ・救助などの要請

避難拠点には、上記の役割を果たすために、食糧、燃料、毛布、発電機等を配備している。

※都では、災害時に火災が拡大するなど、より広域にわたり生命に危険が及ぶような事態に備え、都立公園などをあらかじめ避難場所として指定している。都指定避難場所は区立小・中学校の避難拠点でも安全が確保できない場合の避難先として位置づけられている。

区民防災組織の数

平成23年3月31日現在

市民消火隊	15隊
防災会	284組織
避難拠点運営連絡会	99組織
その他	7組織

●防災訓練

区では、区民の災害対応力を高めるために、消防署、警察署、自衛隊などの防災機関、市民消火隊、防災会、避難拠点運営連絡会などの区民防災組織と協力し、各種の防災訓練を行っている。

1 震災総合訓練

発生する確率が高いといわれる首都直下地震による大規模な被害に対応するため、発災直後の組織的な対応の確認や情報通信機能を検証するとともに、初動期における災害対策各部の役割を確認するために実施している。

- (1) 日時 平成22年9月5日（日）
- (2) 場所 都立光が丘公園
- (3) 参加者数 約1,000人
- (4) 訓練の様子

今回の訓練は地震発生から12時間までをイメージし、陸上競技場の中央の広場を、消火、倒壊、避難・救護、ライフライン復旧の4つのゾーンに分け、震災現場が体感できるようにした。

消火ゾーンでは、区立光が丘第四中学校の生徒と都立大泉桜高校の生徒が消火器による消火活動を実施し、つぎに、区民防災組織、消防団、消防署が連携した消火活動を行った。

倒壊ゾーンでは、地震で倒壊した家屋や、瓦礫により事故を起こした車両に閉じ込められた人を、東京消防庁災害時支援ボランティア、消防団、警察署、消防署、陸上自衛隊が資機材を活用し救助活動を行った。

避難・救護ゾーンでは、医師会などの医療関係機関によるトリアージ訓練や、光が丘地域の区民防災組織と民生委員との合同による高層住宅を想定した災害時要援護者の安否確認訓練を行った。

ライフライン復旧ゾーンでは、電気・ガス・水道の各ライフライン機関による復旧訓練を実施した。

また、光が丘地域の住民組織が、防災公園としての機能を持つ光が丘公園内に設置されている防災かまどを活用し、牛丼を炊き出しし、配食する訓練を行った。

(5) 災害時相互応援協定の締結自治体との連携

今回の訓練には、災害時相互応援協定を締結している、西東京市、和光市、長野県上田市、群馬県前橋市が参加した。

(6) 体験・展示コーナーの設置

多くの一般の区民の方々に、地震に対する備えを進めてもらおうと、訓練会場には防災に関する体験・展示コーナーを設置した。体験コーナーでは、起震車体験、消火器訓練、展示コーナーでは、給水車や白バイ、ライフライン機関の作業用車両等が展示されたほか、はしご車の試乗体験も行われた。

2 水防訓練

近年の集中豪雨や台風等により、大雨などで発生する水害に対応するため、水防工法や避難誘導など、災

害対応力を向上させることを目的として実施している。

- (1) 日時 22年5月21日（金）
- (2) 場所 都立城北中央公園内都民の森
- (3) 参加者数 約540人
- (4) 訓練の様子

訓練は、ゲリラ豪雨により石神井川が増水し、道路冠水や住宅浸水が発生したという想定で行った。町会や自治会の方々は、ダンボールやポリ袋を使用して簡易水防工法を、消防署や消防団は、金属の板で増水に対応する鋼板防護工法を、警察は、避難者の誘導を、区は、災害対策本部の設置や避難勧告、巡回パトロールなどを行い、それぞれの役割が確認できるように、状況をアナウンスするという形で訓練を実施した。

(5) 体験コーナー

浸水被害を防ぐための土のうは、土木出張所で貸出しを行なっているが、自分でも簡単に作ることができることを体験してもらうため、土のう作成体験を実施した。また、浸水被害対応として、防災会に貸与している軽可搬消火ポンプを使った排水活動体験が行われた。

3 区民防災組織における訓練

同時に多くの箇所で家屋倒壊や火災が発生した場合、すべての被害に対して、公的機関だけで対応することは非常に困難であり、地域の力は欠かすことはできない。地域の災害対応力を一層、向上させるため、市民消火隊、防災会等による自主的な訓練が年間を通して実施されている。

また、災害時には区立小・中学校が避難拠点となり、避難者の対応や避難生活の支援を行うことになるため、地域の方々により結成された「避難拠点運営連絡会」による訓練が実施されている。（以下、22年度訓練実績）

- (1) 市民消火隊・防災会等による訓練、会議等

訓練回数	200回	参加人数	19,690人
会議・講習会等	64回	参加人数	2,040人
- (2) 避難拠点防災訓練、会議等

訓練回数	125回	参加人数	21,945人
会議・講習会等	356回	参加人数	6,548人
- (3) 軽可搬消火ポンプ操法大会

ポンプ操作の習熟と、組織間の交流を目的として、区内を3地域（練馬・石神井・光が丘）に分けて「ポンプ操法大会（発表会）」を開催している。			
参加団体	35団体	参加人数	805人

●普及啓発活動

1 防災講演会、功労者・功労団体表彰

平成22年度は、23年3月13日に練馬文化センターで実施する予定であったが、東日本大震災の影響により、延期とした。

2 防災用品のあっせん

消火器、家具転倒防止金具、非常持出袋等の防災用品について、パンフレット・ポスター・区報・展示等

によるお知らせをし、あっせんを行っている。

22年度は、83件、909品の申込みがあった。

3 防災の手引きなどの発行

防災に関する情報を掲載した「防災地図」を、「わたしの便利帳」に挟み込み配布している。

また、地震が起きた際にとるべき行動や、日ごろから備えておく内容を説明した「防災の手引き」を発行し、区民事務所・出張所などで配布しているほか、区への転入者に対して、わたしの便利帳と共に配付している。

4 起震車による震度体験訓練

震災時の身の守り方や震災による火災防止の普及を図ることを目的とした起震車による震度体験訓練を行っている。

22年度に152回の訓練を実施し17,596人が体験した。

●ねりま防災カレッジ

ねりま防災カレッジの設立に先行し、平成20年度からカレッジ設立目的のひとつである防災組織のリーダーとなる人材を育成する講習会を開催した。

区民防災組織で活動する方を対象に講習会を実施し、20年度は81人、21年度は49人が修了した。22年度は、20年度21年度の修了者を対象としたフォローアップ講習を実施した。

●防災センター

1 練馬区防災センター

区は、災害対策活動の中核を担う施設として平成5年度に区役所本庁舎7階に「練馬区防災センター」を開設した。

防災センターには、迅速な被害情報の収集と的確な災害対策活動を実施するために、情報処理系・映像系・通信系の様々なシステムを備えている。

16年度に再構築された防災情報システムは、庁内LANを利用し、避難拠点や情報拠点および災害対策各部で収集した情報を防災課サーバーに登録するものであり、更なる災害情報の共有化と情報連絡体制の効率化が図られた。

また、大型プロジェクターや本庁舎等の屋上に設置した高所カメラなどを活用して、区内の被害状況や収集した各種の情報を映像として確認することができる。さらに、都との連携によるテレビ会議を行うことも可能である。

2 情報連絡態勢の整備

震災時には、有線通信の断絶が予想されるため、防災行政用無線による情報連絡態勢を整備している。

防災行政用無線は、防災センター通信系システムの一環であり、2種類の無線システムで構成されている。

「地域防災無線」は、災害時に、区とともに災害対策活動に当たる警察・消防、電気・ガス・水道などのライフライン機関、練馬区医師会などと無線による情報ネットワークを構築しているものである。避難拠点

である区立小・中学校、区立施設、庁有車および防災機関等へは、相互連絡ができる無線機215台を配備している。

「固定系無線」は、災害に関する情報を区民に提供することを目的とした無線放送設備であり、22年度末現在、無線放送塔191局、防災ラジオ900台を配置している。

また、17年度から、災害時優先電話の整備と衛星携帯電話の導入を図った。

●防災施設の維持

1 食料等の備蓄、備蓄倉庫の整備

食糧については、被災想定人口の1日分を区が備蓄し、2日目以降については都が確保することとなっている。このため区では、幼児および高齢者にはアルファ米を、その他の人にはクラッカーを備蓄している。また、乳児については3日分の調整粉乳を備蓄している。

このほか、毛布などの生活必需品や、停電に備えた発電機等の資器材も備蓄している。

これらの救援救護物資や資器材を備蓄する備蓄倉庫を、区立小・中学校の避難拠点に設置している。

また、倒壊した家屋からの救助に使用するエンジンカッター、油圧ポンプ等の救助用資器材を東西土木出張所に備蓄している。

食糧等の主な備蓄 平成23年3月31日現在

品名	1拠点当たり備蓄数
ク ラ ッ カ ー	1,190食
調 整 粉 乳	20缶
ア ル フ ァ 米	600食
哺 乳 ビ ン	20本
炊 飯 袋	11,000枚
配 水 袋	600枚
ポ リ 容 器	200個
組 立 水 槽	2基
毛 布	1,200枚
紙 担 お む つ	1,350枚
組 立 ト イ 架	2台
発 電 機	3台
投 光 器	2台
生 理 用 ナ プ キ ン	2基
携 帯 用 ト イ レ	1,384枚
	600枚

注：①この他に医療用品、生活必需品、資器材およびろ過器も備蓄している。

②各避難拠点以外に区備蓄倉庫でも各種の物資を備蓄している。

●飲料水の確保

生命の維持に最も重要な飲料水の確保は、震災時における最重要課題の一つである。

飲料水は、都の責任において措置し確保することになっており、区内には光が丘公園内の練馬給水所(66,600m³)と、大泉公園・学田公園(各1,500m³)、はやいち公園・みんなの広場公園(各100m³)の応急給水槽とあわせて5施設で確保されている。

しかしながら、震災時には道路等が寸断されることも予想され、各施設からの搬送が困難になることも想定される。

そのため、区では独自の飲料水確保対策として、民間水道組合等の協力を得て、区内19か所の深井戸（地下100m以上の深さで、飲料用に適したもの）を防災井戸として指定している。これらの防災井戸には震災時の停電に備え、非常用発電機を設置している。

また、区立全小・中学校のプールおよび区立プールの水を飲料水として使用できるよう、非常用ろ過器を配備している。

●消火用水・生活水の確保

震災時には、断水により消火栓が使用不能になる可能性が高いため、区内1,323か所に防火水槽を整備している。

東京消防庁は、火災危険度等が高く消防水利が不足する地域に、防火水槽の増強配備を図るとともに、プール、受水槽などの水も消火用水として充てることとしている。

消火栓を除く区内の消防水利は、合計1,690か所である。

また、区内の各家庭が所有する浅井戸（掘り井戸で、地下7mぐらいのところまで水がたまっているもの）の所有者と協定を結び、ミニ防災井戸に指定している。この井戸に手動ポンプを取付け、初期消火用水および災害時の生活用水として活用することとしている。平成22年度末現在、512か所を指定している。

なお、この手動ポンプには、区民防災組織に貸与している軽可搬消火ポンプ（D級）を接続することができる。

消 防 水 利			平成23年3月31日現在
種 別			個 所 数
消	火	栓	7,328
防	火	水 槽	1,323
貯	水	池	1
受	水	槽	124
プ	ー	ル	142
河	川	・ 溝	92
池	・	堀	8

●各種団体との協定

被災者への支援は、区や防災関係機関だけでは、必ずしも十分な対応ができない。

そこで、主に区内の業界団体や法人、他の地方自治体等と、災害時の被災者支援のための協定を締結している。締結団体等は毎年増加し、支援の種類も多岐にわたるものとなっている。

災害時に、これらの団体等との協働の力で被災者支援が可能となるように、協議や訓練に取り組んでいる。

区と民間団体との協力協定としては、飲料水・食

糧・医薬品等の物資の優先供給、人命救助や救急医療、障害物除去、動物の救護および災害時の情報提供等の労務需給に関する協定等を締結し、状況に応じた円滑な応急対策活動が可能となるよう態勢を整えている。

災害時協定締結民間団体等 平成23年3月31日現在

・情報収集と伝達関連	11団体
・緊急輸送対策関連	4団体
・消火・救助・救急活動関連	51団体
・医療救護活動関連	7団体
・飲料水・食料等の調達と供給関連	17団体
・その他の協定等関連	10団体
・都立高等学校の利用関連	11校
・郵便局との相互協力関連	4局

災害時協定締結自治体 平成23年3月31日現在

・長野県上田市	・長野県喬木村
・群馬県前橋市	・東京都西東京市
・福島県塙町	・埼玉県和光市
・群馬県下仁田町	